查読付論文

日本における食品安全の確保に関する制度的研究

――法令と行政の体制に着目して――

王 鳳陽・周 瑋生・蔡 建国・仲上 健一

- I. はじめに
- Ⅱ. 食料安全保障からみた食品の安全・安心
- Ⅲ. 日本における食品安全の確保に向けた法令と行政体制
 - 3.1 食生活の変化と食品安全意識の転換――量的な安定性から質的な安全性へ
 - 3.2 食品安全の確保に向けた法体系の概観
 - 3.3 「リスク分析」の導入と食品安全行政体制の枠組み
 - 1)「リスク分析」導入の背景
 - 2)「リスク分析」導入とその三つの柱
 - 3) 食品安全行政体制の枠組み
 - 4) 消費者の信頼を構築に向けた取組について
- 3.4 食品安全の確保に係わる法令と行政体制の特徴
- 3.5 未解決諸課題について
- Ⅳ. 終わりに

I. はじめに

日本は人口が多い割に農地が少なく、一人当たり耕地面積は世界平均水準の十分の一に満たない。日本にとって、食料安全保障は重要、且つ困難な課題であると考えられる。日本の経済社会の発展過程を見れば、工業化と都市化が進む一方、農業と農村が後退・衰退するという消極的な現象が顕在化しつつある(暉峻、2003:北出、2009;生源寺、2011;木村、2012)。現在、GDPに占める農業の割合はわずか1,02%であり、カロリーベースの食料自給率は40%も満たない。また、戦後日本は経済の発展の中で、食品安全問題の多発も経験した。

一方、日本政府は農業・食料安全保障に係わる様々な法令・管理体制を整備し、食料の安定・安全供給(量的な安定性と質的な安全性)、食の安心及び環境保全など諸方面で積極的な役割を果たしていることが明らかになった。特に、食品安全問題が多発以来、政府が様々な法令に基づいて、食品生産、流通及び消費の過程における種々な規格や基準を策定し、また「リスク管理」、「リスク評価」、「リスクコミュニケーション」を含める未然防止型の「リスクアナリシス」(「リスク分析」¹⁾と略称)を導入し、食品の安全を確保するための法令と行政

体制を構築してきた。その結果、日本で生産された食品は、その安全性と品質の高さが国内外に評価されるよう になった。

日本の食品安全について、先行研究として米虫は『食 品安全・安心確保のための考え方と課題』(米虫、 2009) で、食品安全は「From Farm To Table」に関与 するすべての人達によって守り育ていくべきものであ り、一次生産の現場から消費者の段階までのフード チェーンすべての努力なしには達成できないと強調し た。野村は食品安全基本法のポイントとリスク分析手法 の3つの要素、及び食品安全確保の3要素について論述 し、食品の安全はフードチューン全体の問題であり、製 造企業以外に食品原材料の生産段階や物流段階、流通段 階などでも偽装や不正は行われていることにも論及した (野村、2008)。岡部・三品は、調査研究の手法で食の安 全・安心等について消費者の消費意識及び行動について 考察・分析を行った上で、食育の課題を提起した。小 室・大泉はリスクの問題の本質は「安心できない」こと を指摘し、食品のリスクを通して、リスク社会における 信頼の確保を検討した。中国の劉・欧陽氏(2009)は、 単なる日本の遺伝子組み換え食品安全の確保に関する法 律の現状及び中国への示唆を巡って分析を行った。日本

の食品安全に関連する法令・行政体制の視点から、神山(2009)と梶川(2012)は食品安全問題と関連法規全般について考察したが、制度的議論が不足している。また、李・南石(2013)は中国と比較研究の視点から、日本の食品安全制度を論及したが、その制度に係わる社会環境の変化、特に法令と行政体制との全体的な議論が十分に行われていない。従って、本稿では、食料安全保障において重要である食の安全性をめぐって、まずは日本の食品安全を確保するための法令と行政体制の社会環境の変化として国民の食生活の変化及び食の安全への意識を転換する過程を理解することを前提とし、日本における食品安全問題に対応する法令と行政体制の現状、特徴及びその課題について総合的に考察する。

Ⅱ. 食料安全保障からみた食品の安全・安心

食料安全保障(Food security)は非伝統的な安全保障²⁾として、最も良く引用されている定義は、「食料安全保障はすべての人が、いかなる時でも、活動的で健康な生活を営むために十分な食料にアクセスすることができること」(世界銀行)である(ITDG、2001)。また、1974年の世界食料会議は、食料安全保障を「生産と価格の変動に左右されることなく食料消費が着実に拡大していくことに対応し、いかなる時でも基本的な食料を十分に世界的に供給することのできること」と定義した。更に、1983年に、FAOが「食料安全保障とはすべての人々が何時でも彼らが必要とする基本的な食料へ物理的、経済的にアクセスすることを保障することである」

と定義し、1996年の世界食料サミットで「すべての人々が、活動的で健康な人生を送れるように、食事のニーズと食べ物の好みを満たしながら、十分な量の安全で栄養豊かな食料に、いつでも物理的かつ経済的にアクセスできるようにすること」という文言が補充されてきた。つまり、食料安全保障は、前述のように、すべての人々がいつでも必要な食料へ、物理的、社会・経済的にアクセスができる状態を意味している。食料安全保障概念の構成要素の中で、食料の入手可能性、供給とアクセスの安定性以外に、食の安全性は食料安全保障を実現する上で重要な課題の一つであるという点が明確に述べられた。すなわち、食料は量的安定的に供給され、また、質的食品安全(Food safety)が向上することによって、食料安全保障が確保されることになる。

特に、世界は過去数年間に、農薬、化学肥料、食品添加物、抗生物質等の化学物質を過剰までに使用する伝統的な食料生産戦略が強化され、緑の革命³⁾の早期段階にあっては十分な量の食料の供給が可能になったが、結果的に自然資源の基盤が損われ、食の安全への深刻な懸念を生じさせている(FAO、2004)。さらに、収穫後のサプライチェーン管理が十分でない途上国では、食品の汚染や腐敗による食の安全性がさらなる問題となっている。(プラバカール・シヴァプラム・佐野、2010)。この背景のもとで、近年、食品安全をめぐる研究課題や施策などは、世界中から高い関心が寄せられている。

食品安全は、食品の「安全」と「安心」と2つの語彙を並べて表現することが多いが、両者の意味は異なる。 「安全」とは、検証に基づく客観的な評価である。一方

表 1 食品のライフサイクルとそれに関連する食の安全に関する問題

ライフサイクルの段階	生 産	輸送	加工・保存	流通・販売	調理・消費	廃 棄
食の安全に関する問題	①化学物質の残留 ②汚染	①腐敗 ②汚染	①保存料、添加 物など ②腐敗 ③汚染	①腐敗 ②汚染	①腐敗 ②汚染	汚染
政策オプションと対応	①持続可能的な生産(有機農業など) ②基準と認証	適切 送 ・ 物流の 措置	①有機食品 ②食品基準と認 証 ③冷蔵保存 ④個人の衛生・ 健康管理	①食品基準と 認証 ②個人の衛生 ・健康管理	個人の衛生 ・健康管理	①個人の衛生・健康 ②技術化処理 (堆肥化など)
	適切な法令と行政体制の整備が必要					

出所:注4)をもとに筆者が作成

で、「安心」とは、個々人が感じる主観的評価である (米虫、2009)。また、「安全」と「安心」を実現していくプロセスの上で、「信頼」が生じる。表1に示すよう に、食の安全に関する問題には、主に食品の生産、加 工、保存、販売、消費の方法が関係している。いわゆ る、食品のライフサイクルである。食の安全を損なう主 因は、食品の生産・加工の際に農薬、添加物、防腐剤な どの化学物質が不適切に使用された場合、保存・流通・ 消費が不適切に行われた場合などである。それに対して さまざまな政策オプションと対応があるが、特に、市場 経済のもと、食の安全・安心及び消費者の信頼を実現す るため、食品のライフサイクルに対して、適切な法令と 行政体制の整備が不可欠である。

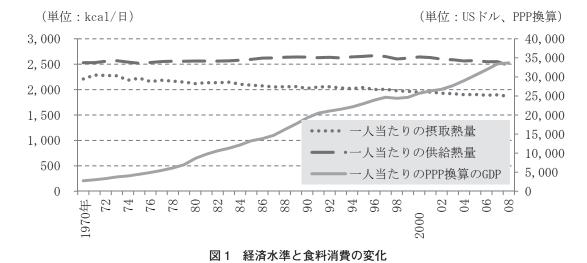
Ⅲ. 日本における食品安全の確保に向けた 法令と行政体制

3.1 食生活の変化と食品安全意識の転換

――量的な安定性から質的な安全性へ

食品安全を確保するための法令と行政体制の形成背景 とその構成を理解・把握するために、まず、国民の食生 活の変化及び食品安全意識の転換について論ずる必要が ある。

図1、表2を参照、国民一人当たりのGDP(PPP換算)は1970年から2008年まで11倍以上に伸びたのに対して、国民一人当たりの供給熱量がほぼ横ばいではあるものの、その摂取熱量は約15.5%が下がっている(図1)。換言すれば、経済の発展に伴い、食生活が変化してきたといえる。あるいは、食生活の変化と同時に、国民の食に関する意識・観念が大きく変化し、食品消費について、量の不足への心配よりも、質的な安全性に関心を



出所: 一人当たりの PPP 換算の GDP、(1970-1979 年) は OECD (1989)、(1980-2008 年) は IMF - World Economic Outlook Databases (2013 年 10 月版) より整理した: 一人当たりの摂取熱量と一人当たりの供給熱量は農林水産省「食料需給表 2009」をもとに筆者が作成

表 2 時期区分別の食生活の変化と食の安全の推移

時期区分	食生活の変化と食の安全環境・課題
戦後初期 (1945~1955 年)	①絶対的食料不足②増産のため、農薬・化学肥料多投農業や畜産の増加による地球環境問題や食料の「安全・安心」確保問題が浮上③輸入黄米が発見④飼料、家畜衛生、農林物質の規格化及び品質表示について重視が始まる⑤食品衛生法の制定と食品衛生行政の形成

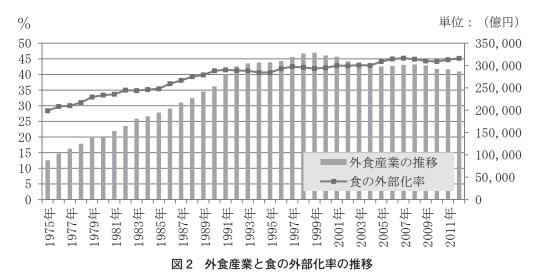
経済高度成長期 (1956~1973 年)	①公害問題の深刻化と関連法の公表 ②食の洋風化、食料自給率の急速低下、コメ生産過剰の顕在化 ③冷凍食品と外食の登場と産業の拡大 ④食品工場での有害化学物質汚染の問題を社会化
低経済成長期 (1974~1984年)	①食の簡便化やグルメ化、日本型食生活の初提唱 ②外食産業の急成長 ③肥満や糖尿病などの増加
バブル経済期 (1985~1990 年)	①貿易摩擦と自由化圧力 ②食のグローバル化、輸入食品の安全問題が浮上 ③個人レベルの食品流通の急速増加
長期停滞期 (バブル崩壊以後) (1991~2010 年)	① 1996 年の O157 食中毒事件; 2000 年の雪印加工乳食中毒事件; 2001 年の BSE 事件など ②食品偽装表示事件が表面化 ③食品基本安全法の実施と食品安全行政への転換
2011 年の大震災後	①緊急事態食料安全保障と食品安全の再検討 ②放射性物質の拡散と食の安全問題

出所:注5)をもとに筆者が作成

持つことが多くなるという変化が見られる(図2)。

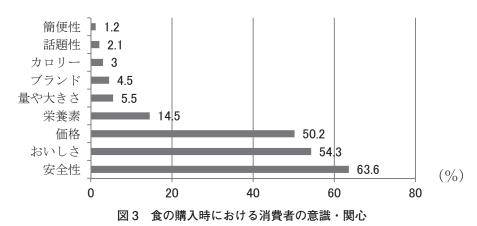
また図2が示すように、女性の社会進出や単身世帯の増え、少子高齢化、生活スタイルの多様化等を背景に食の外部化が進んでいる。その影響として、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向以外に、外食産業の急速発展と外食の大量生産・広域流通によって、大規模食中毒が多発している。こうした中、食の安全性に対する関心も高まってきた。食中毒の発生予防や被害拡大防止は法令と行政体制の重要な課題となった。さらに、日本の総合食料自給率⁶⁾の面からみれば、高度経済成長に伴う食生活の西洋化など食料需

給の大きな変化に伴い、カロリーベースの食料自給率と生産額ベースの自給率はそれぞれ1965年の73%、86%から、2011年の39%と67%に下がっている。今後とも一定量の食料や食品の輸入を前提とする必要があり、輸入食品の安全性については消費者の関心も高い。その安全性をいかに確保・推進するかは、重要な課題でもある。特に、1996年のO157食中毒事件⁷⁾(患者6000人以上)、2000年の雪印加工乳食中毒事件⁸⁾(患者14000人以上)、2001年のBSE事件⁹⁾などの発生により、消費者の食の安全意識がさらに強化された。図3で示すように、2002年の消費者動向等に関する調査により、食



出所:外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」と食の安全・安心財団の資料を参照により筆

注:食の外部化率は食料費に占める調理食品と外食の割合である



出所:農林漁業金融公庫「平成14年第一回消費者動向等に関する調査(食品表示に関するアンケート調査)」(平成14年6~7月調査)のデータをもとに筆者が作成

品安全基本法の制定と食品衛生法の改正の背景の例として、消費者が食を購入する時に、安全性に関する意識・関心は量的確保を大幅に超えたのである。しかも、食品安全問題の頻発により、食品の安全に対する国民の関心も高まっている。以上の主観的・客観的な因素を把握した上で、日本の食品安全に対する法令と行政体制の形成・完備の過程をまとめる。

3.2 食品安全の確保に向けた法体系の概観

前述のように、食の「安全・安心」を確保する課題が 浮上する背景のもと、食品安全問題の発生予防や被害拡 大防止のため、食品衛生法 (1947)、農薬取締法 (1948)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法) (1950) 食品安全基本法 (2003)、食品表示法 (2013) など一連の法令が制定又は適時改正され、食品の生産・加工・流通の全段階にわたる食品安全確保の法体系が確立された。『食品衛生小六法 (平成 26 年版)』には、現在日本の食品安全に向けた法のシステムは約300部 (条例を含む)以上のさまざまな法令・通知が含まれている。そのうち、主要な法令の構成を整理し、下記の表3で表した。

表3 日本における食品安全に係わる主な法の構成(分類により重なる部分がある)

段階・領域	「法令の名称」、「制定・改正の時間」、「改正の頻度」
食品安全に関連の 一般法(全般)	①食品安全基本法(2003 年制定、09 年大改正、改正 14 回) ②食品衛生法(1947 年制定・95 年、2003 年大改正・13 年最終改正、改正 34 回)
農業生産段階	①家畜保健衛生所法(1950 年制定、1999 年最終改正、改正 5 回) ②家畜伝染病予防法(1951 年制定、2013 年最終改正、改正 29 回) ③野菜生産出荷安定法(1966 年制定、2013 年最終改正、改正 10 回) ④農用地の土壌の汚染防止等関する法律(土壌汚染防止法)(1970 年制定、2011 年最終改正、改正 7 回) ⑤主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)(1995 年制定、2011 年最終改正、改正 11 回) ⑥食料・農業・農村基本法(1999 年制定・2009 年最終改正、改正 10 回) ⑦持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)(1999 年制定、2013 年最終改正、改正 5 回) ⑧持続的養殖生産確保法(2003 年制定、07 年最終改正、改正 7 回) ⑨食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律(2003 年制定、13 年最終改正、改正 8 回) ⑩遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(2003 年制定、13 年最終改正、改正 5 回) ⑪遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(2003 年制定、13 年最終改正、改正 5 回)

食品の製造段階	①農薬取締法(1948 年制定、71 年・2002 年・03 年大改正・07 最終改正、改正 25 回) ②植物防疫法(1950 年制定、2013 年最終改正、改正 21 回) ③肥料取締法(1950 年制定、2011 年最終改正、改正 22 回) ④飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(1953 年、2007 年最終改正、改正 14 回) ⑤と畜場法(1953 年制定、2007 年最終改正、改正 9 回) ⑥水道法(1957 年制定、2011 年最終改正、改正 22 回) ⑦薬事法(1960 年制定、2013 年最終改正、改正 39 回) ⑧製菓衛生師法(1966 年制定、2011 年最終改正、改正 10 回) ⑨食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(1990 年制定、2013 年最終改正、改正 11 回) ⑩食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP 支援法)(1998 年制定、2013 年最終改正、改正 14 回) ⑪食品循環資源の再生利用等の推進に関する法律(食品リサイクル法)(2000 年制定、2013 年最終改正、改正 5 回) ⑪全海綿状脳症(BSE)対策特別措置法(2002 年制定、03 年最終改正、改正 2 回)
食品の流通・輸入 段階	①輸入貿易管理令(1949年制定、2003年最終改正) ②農産物検査法(1951年制定、2011年最終改正、改正18回) ③流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(1987年制定、2013年最終改正、改正3回) ④食品リサイクル法(2000年制定、2013年最終改正、改正5回) ⑤牛の個体識別のための情報の管理及伝達に関連の特別措置法(牛トレーサビリティ法)(2003年制定、08年最終改正) ⑥米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)(2009年制定、13年最終改正、改正4回)
食品の表示に関連	①食品衛生法(1947年制定・95年、2003年大改正・13年最終改正、改正 34回) ② JAS 法(1950年制定、2013年最終改正、改正 29回) ③計量法(1951年制定、92年全面改正、改正 14回) ④不当景品類及び不当表示防止法(1962年制定、2013年最終改正、改正 9回) ⑤家庭用品品質表示法(1962年制定、2011年最終改正、改正 8回) ⑥容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)(1995年制定、2011年最終改正、改正 10回) ⑦健康増進法(2002年制定、13年最終改正、改正 16回) ⑧牛トレーサビリティ法(2003年制定・08年最終改正) ⑨米トレーサビリティ法(2009年制定、13年最終改正、改正 4回) ⑩食品表示法(2013年制定、改正 2回)
食品の農薬残留・ 適正使用に関連	①農薬取締法(1948 年制定、71 年・2002 年・03 年大改正・07 最終改正、改正 25 回) ②薬事法:(1960 年制定、2013 年最終改正、改正 39 回) ③食品衛生法(1947 年制定・95 年、2003 年大改正・13 年最終改正、改正 34 回)
農畜水産物等の放 射性物質検査と関 連施策	①検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(法令・通知)(2011年制定・2012年最終改正・原子力災害対策本部から実施) ②農畜水産物等の放射性物質検査について(法令・通知)(2013年制定・地方自治体において実施する基本的事項を設定) ③原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限 ④原子力災害対策特別措置法に基づく摂取制限 ⑤食品中の放射性物質への対応
関税で確認する輸 入関係法律	①食品衛生法(1947年制定・95年、2003年大改正・13年最終改正、改正34回) ②農薬取締法(1948年制定、71年・2002年・03年大改正・07最終改正、改正25回) ③輸入貿易管理令(1949年制定・2003年最終改正) ④植物防疫法(1950年制定、2013年最終改正、改正21回) ⑤家畜伝染病予防法(1951年制定、2013年最終改正、改正29回)

	 ⑥肥料取締法(1950年制定、2011年最終改正、改正22回) ⑦水産資源保護法(1951年制定、2010年最終改正、改正23回) ⑧薬事法(1960年制定、2013年最終改正、改正39回) ⑨特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律(2004年制定・13年最終改正)
その他関連法	①学校給食法(1954 年制定、2008 年最終改正、改正 14 回) ②化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(1973 年制定、2013 年最終改正、改正 14 回) ③製造物責任法(1994 年) ④ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(1999 年制定・2010 年最終改正) ⑤消費者基本法(2004 年制定、12 年最終改正、改正 7 回) ⑥食育基本法(2005 年制定・09 年最終改正、改正 1 回)

出所:注10) と注11) に参照し、また法令データ提供システム(総務省行政管理局)http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi と 日本法令索引(国立国会図書館)http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/、及び法なび法令検索 http://hourei.hounavi.jp/seitei/を利用して筆者が作成

3.3 「リスク分析」の導入と食品安全行政体制の枠組み 1)「リスク分析」導入の背景

BSE 感染牛の発生を契機に欧州では食の安全に関する「リスク分析」の手法が議論され、それを前提とする組織と行政手法が導入されている状況であった。具体的にいえば、欧米では、BSE 感染牛の発生とそれに対する対応を契機に、食品中にハザード 120 が存在する結果として、その食品を摂取した人がどれくらいの確率でどの程度の健康への悪影響を受けるかを示す「リスク」の概念を中心に議論がなされていた。とりわけ、EUの食品安全機関を始めとする欧州の新しい食品に関する行政組織は、いずれも BSE 問題に対応するため、「リスク分析」を基本理念として、既存の組織を抜本的に見直し、こうした措置により、消費者の信頼回復をできる事例があった。

一方、日本の場合は、2000年頃相次いで起きた食品安全問題、特にBSE発生は、食の安全・安心に対する国民の信頼を揺るがせた。2002年4月の『BSE問題に関する調査検討委員会報告』¹³⁾により、BSEに関する行政対応の問題点として、生産者優先・消費者保護を軽視しフードチェーン思考を欠いた行政、政策決定過程の不透明な行政機構、農林水産省と厚生労働省の連携不足、専門家の意見を適切に反映しない行政等が指摘され、今後の食品安全行政の在り方としては、消費者の健康保護を最優先とすべきこと、欧米のような「リスク分析」をベースとした組織体制を整備すること等が求められた。対応策として、リスク評価機能を中心とし、独立性・一貫性をもち、各省庁との調整機能をもつ新たな食品安全行政機関の設置が必要であると提言された。換言すれば、2001年のBSEがきっかけとなり、行政の責任

が強く問われるなかで、政府は食品の安全確保への体制 改革に取組んだ。

2003年7月1日、「食品安全基本法」が施行され、同 法の理念としては、「①国民の生命及び健康の保護、② 食品の供給に関する一連の行程の各段階における安全性 の確保、③最新の科学の知見及び国際動向に即した適切 な対応」14)であるが、目的は「科学の発展、国際化の 進展、その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適 確に対応することの緊要性に鑑み、食品の安全性の確保 に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び 食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにす ると共に、施策の策定に係わる基本的な方針を定めるこ とにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に 推進する」15) ことである。同法は、食品の安全性の確 保に関する施策に対して、行政機関相互の連帯、試験研 究・人材の確保、内外の情報の収集、表示制度の適切な 運用、食育の推進 、環境に与える影響の考慮を充実す る以外に、欧米の経験を参考し、「食の安全・安心」を 明確に位置付ける「リスク分析」という考えが導入され た。

2)「リスク分析」導入とその三つの柱

「リスク分析」とは、もともとアメリカにおいて経済活動の工学的研究分野で開発された概念であるが、食品安全領域に活用される時は、図4のように、①食品を摂取することによる人の健康に及ぼす影響を、科学的に評価する「リスク評価」、②リスク評価の結果に基づき、食生活の状況や費用対効果、国民感情などを勘案して、添加物や農薬などの残留基準、安全確保のための諸規制の実施など行政的な対応を決定する「リスク管理」、③

「リスク評価」

- ●食品安全委員会:
- ①リスク評価の実施
- ②リスク管理を行う行政機関への勧告
- ③リスク管理の実施状況のモニタリング
- ④内外の危害情報の一元的収集・整理など

(「食品安全基本法」等)

「リスク管理」

- ●厚生労働省:本省・地方厚生局・検疫所において監視 指導を担うほか、地方自治体との相互連携により、食 品の衛生の関するリスク管理。(「食品衛生法」等)
- ●農林水産省:地方農政局消費技術センターなど、農林・畜産・水産に関するリスク管理。(「農薬取締法」、「飼料安全法」等)
- ●消費者庁:食品の表示に関するリスク管理。(「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」等)

「リスクコミュニケーション」

- ①食品の安全性に関する情報の公開
- ②消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保(監督の実施)
- ③関係者相互間の情報及び意見の交換の促進、首相・相関省庁への提言

図4 リスクアナリシスの取組み

出所:注16)及び関係省庁(厚生労働省、農林水産省)ウェブサイト掲載情報をもとに筆者が加筆作成

リスク評価、リスク管理の両分野に関して、情報の提供及び意見の相互交換などを行う「リスクコミュニケーション」の3分野に分類される(野村、2008)。いわゆる、「リスク分析」の三つの柱である。

2003 年 7 月、内閣府に設置された食品安全委員会が、科学的知見に基づいて、食品健康影響評価、あるいはリスク評価を行っている。次に、食品の生産から流通、消費にいたる全段階にわたってそのリスクの程度を減少させる政策的措置を実行する「リスク管理」である。厚生労働省、農林水産省、消費者庁が施策主体の関連行政機関である。最後に、評価・管理を含む全段階に係る関係者(評価者・管理者、消費者、事業者等)間で相互の情報や意見の交換を行う「リスクコミュニケーション」である。つまり、「リスク分析」の導入は、国民の健康の保護を目的とし、国民のある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのプロセスである(厚生労働省、2013;嘉田、2008)。

3) 食品安全行政体制の枠組み

日本における現行の食品安全行政体制は、法体系の基づいて、食品安全行政を担う関連機構・組織とその所掌事務及び関連規制が構成している。食品安全に関する法体制を論じたが、これから食品安全行政を担う関連の機構・組織とその所掌事務及び関連規制から整理してみたい

第一、リスク評価機関である。2003年7月内閣府に

設置された食品安全委員会は、衆・参両議院の同意を得 て内閣総理大臣が任命され、専門知識を有する委員7人 (任期3年、再任可、内の3人は非常勤) から構成され ている。また、事務局は事務局長、次長、総務課、評価 第一課、評価第二課、情報・勧告広報課、リスクコミュ ニケーション官、評価情報分析官から構成されている。 役割といえば、食品安全委員会は国民の健康の保護が最 も重要であるという基本的認識のもと、規制や指導等の リスク管理を行う関係する行政機関から独立して、科学 的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う 機関である。その下に企画等専門調査会を含め、添加 物、農薬、微生物といった危害要因ごとに12個の専門 調査会が設置され、科学的知見に基づき客観的かつ中立 公正にリスク評価を行うことである。食品安全委員会の 主な役割は管理機関の要請や自らの判断による食品のリ スク評価・関係する機関への勧告、公開する会合(原則 上は毎週木曜日開催)、ホームページ掲載、関係する機 関や地方公共団体の連携で消費者を含む関係者との情報 共有や意見交換を行い、並びに緊急事態の発生時、他の 機関と連携するとともに、危害物質などに関する科学的 知見・見解をマスメディア、政府広報、インターネット を通し、迅速かつ分かりやすく国民へ提供することであ る¹⁷⁾。

第二、リスク管理機関である。厚生省は添加物・農薬 残留等の標準制定、食品加工・流通・消費の監督、 HACCP(危害分析・重要管理点監視方式)¹⁸⁾ の導入な ど食品衛生のリスク管理を中心としている。具体的に

は、医薬食品局の食品安全部が所掌事務の総合調整、食 品衛生に関する基準の審査、飲食安全監視、HACCPの 実行などを司ることである19)。各地方厚生局の食品衛 生課は当該地方において食品消費情報の収集・公開、適 正表示監視、公衆安全教育などの機能を担う。農水省は 主に生産資材及び農産物の生産・流通・消費における安 全性の監督、GAP²⁰⁾ の導入・認証など農産物のリスク 管理に責任を負い、具体的な仕事は主に消費・安全局に よって取り組んでいる。また、横浜、名古屋、神戸、門 司及び那覇に駐在する植物防疫所と海港や空港の支所・ 出張所は、輸入検疫、諸外国の要求に応じた輸出検疫、 重要病害虫の蔓延を防ぐための国内検疫などを行うこと である 21)。本所は横浜に位置して7空港に支所がある 動物検疫所を通し、伝染性疾病の侵入を防止し、畜産の 振興や公衆衛生の向上を図ることである220。なお、各 地方農政局の消費安全部は当該地方において食品安全に 関する情報の受発信、トレーサビリティ制度やJAS法

に基づく食品適正表示監視などの機能を担っている。

第三に、リスクコミュニケーション機関である。2009年9月内閣府の外局として設置された消費者庁は消費者行政の司令塔・エンジン役を果たしている。食品安全については、関係する情報の収集・分析・発表、農産物・食品表示の監督管理、食品消費の安全指導、及び公衆への食品安全教育などの責任を負っている²³⁾。同時に、第三者機関として内閣府は本府に消費者委員会が設置される。食品安全につながる責任は主に食品安全の独立調査・審議、首相・関係省庁への提言、関係省庁が行うリスク管理への監督、経営者・消費者への安全提示などである。消費者委員会は内閣府の審議会等として位置づけられ、内閣総理大臣によって任命される委員 10名以内で組織されるほか、必要に応じて臨時委員・専門委員が置かれる。

また、図5のように、情報交流、業務の委託・受託、 監督・助言などが「リスク分析」に関する機関の間に活

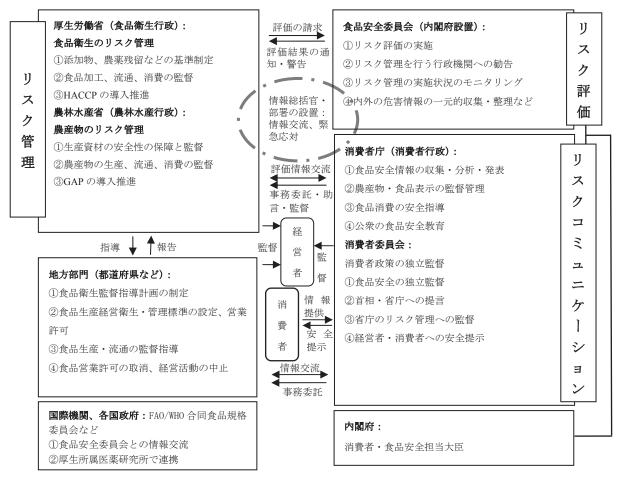


図5 食品安全行政体制の構築

出所:注24)及び関係省庁(厚生労働省、農林水産省)ウェブサイト掲載情報をもとに筆者が加筆作成

躍している。特に注目すべき措置は、消費者庁及び関係 省庁は消費者安全情報総括部署を設置していることであ る。平時から、担当者名簿の共有など、食品安全を含む 消費情報を相互に緊密な交換及び連絡を行うための体制 を整備している。緊急事態が発生した場合において、政 府一体となった迅速な初動体制をとることにより、消費 者被害の発生又は拡大の防止に努めている²⁵⁾。

4) 消費者の信頼を構築に向けた取組について

食の安全・安心に対して、消費者の視点が不可欠である。従って、消費者の信頼構築は食品安全行政体制の一つの重要な内容であり、目的でもある。現代のリスク社会に、「信頼できない」要因に「情報の非対称性」がある(小室・大泉、2006)。従って、消費者の信頼構築に対して、情報を共有する過程で信頼が構築できると考えられる。この視点から、食品安全行政体制の枠組みを見れば、消費者に向けた情報を共有する、あるいは、消費者の信頼構築に向けた取組み大体は下記の4つ点があると考える。

第一、食品安全行政体制の「消費者観念」への転換である。食品安全行政は、従来の食品衛生行政の「公衆衛生の向上と増進」から「食品の安全確保を通じて国民の健康保護を目的とした消費者重視」へと変化した。すなわち、食品安全行政体制では、生産から消費に至るまでの一貫した監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者への情報提供に取り組んできた(厚生労働省、2006)。さらに、リスクコミュニケーションは「リスク分析」の一環として、情報公開と意見交換を通じ、対策リスク管理を導くプロセスである。これによって、消費者に情報公開・交換、安全提示などが重視されている。

第二、食品のトレーサビリティ制度の導入と普及である。食品のトレーサビリティは、食品に関わる事業者が、それぞれ、食品の入荷先や出荷先の記録を残すこと等により、食品の生産から消費までの移動を把握できるようにする仕組みである(農林水産省:食料・農業・農村白書、2012)。トレーサビリティ制度については、「食品事故発生時の追跡調査や回収を容易にするといった観点」と「生産情報等の消費者へに提供により消費者の生産者の『顔の見える関係』を確立し消費者の信頼を確保するといった観点」という二つの観点がある。特に、後者は情報公開を通じた「安心のためのトレーサビリティ」であり、消費者の生産に関しての疑問、食品の安

全性への不信感など、情報公開によって対応するという 点で、リスクコミュニケーションの具体的手法として位 置づけることができる(小室・大泉、2006)。日本にお いては、牛、米及び米加工品のトレーサビリティが法律 的に義務付けられている。

そして、食品表示の適正化である。2009年9月に、消費者行政を一元的に推進する機関として消費者庁が設置された。JAS法に基づく品質表示基準の企画立案及び執行については同庁に移管されたが、立入検査や製造業者等に対する改善の指示など、食品表示の監視業務については、引き続き農林水産省でも行うこととされた。農林水産省においては、食品表示の適正化に向けて、食品表示監視職員による小売店舗等における日常的な表示の監視・指導、食品表示110番を通じた情報収集等を行っている。また、地方レベルにおいて、農林水産省の出先機関、都道府県の関係機関等を構成員とする食品表示監視協議会を開催し、不適正な食品表示に関する情報共有、意見交換を実施している。さらに、2013年6月28日に制定された食品表示法は食品表示に関する基準や執行など一層強化されてきた26。

第四、食育の推進である。農林水産省「食料・農業・ 農村白書(2013)」によると、食育は、生きる上での基 本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの と位置付づけられている。日本型食生活の実践等を促進 するため、広域的、先進的な食育活動や地域の実情に応 じた食育活動に対する支援を行っているほか、また、安 全で健やかな食生活を送るために役立つ情報として、食 品の安全性に関する正しい知識や食品の適切な選び方、 取り扱い方等について、意見交換会やホームページ等で 紹介している。さらに、食育の一環として消費者に対す る食品安全教育のため、地方公共団体等への積極的な講 師派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナー ル、マスメディアや消費者などとの懇談会を随時実施 し、意見交換や積極的な情報提供に努めている。具体的 には、消費者庁では、地方公共団体や消費者団体等と連 携しながら、消費者の身近なリスクと安全について、消 費者、事業者、専門家等の情報共有・理解促進のための 意見交換を実施している。厚生労働省では、地方公共団 体や消費者団体等が実施している意見交換会や懇談会等 に積極的に参加し、情報・意見の交換に努めている。ま た、農林水産省では、消費者の視点に立った農林水産行 政を進めるため、消費者との懇談会、消費者や事業者へ の説明会等の開催を通じて、食品中の放射性物質など食品の安全確保に係るテーマや動植物の防疫等について積極的な情報提供に努めている(内閣府:食育白書、2013)。リスクコミュニケーションの視点から考えれば、食育は食品の安全性などに関する情報提供および消費者との交流などを推進でき、食品安全に対する消費者の信頼構築にとって特別な意義を持つことである。

3.4 食品安全の確保に係わる法令と行政体制の特徴

日本における食品安全の確保に向けた法令と行政体制 の構成・整備を整理するにより、特徴として、以下の4 点が指摘できる。

第一、法の体系から見れば、食品安全に対する法制的 観念が深い。具体的にいえば、戦後以降、日本は農業生 産段階を「川上」(原料の生産に近い分野)と位置づ け、食品加工・流通・輸入・消費を「川下」に位置する 「From Farm To Table」の全段階にわたる食品安全確 保の法体系が確立されるようになった。さらに、食品安 全状況に応じ、関係法令をタイムリーに改正して来てい る。あるいは、法令の改善・補充が適時・適切になさ れ、法令の適時性をもつことである。例として、「食品 衛生法」は、食品衛生行政の根幹をなすものであり、 1947年12月24日公表された以来、34回の改正が行わ れ 27)、制定時の本則 33条から、最終改正 (2013年12 月13日)の時には本則79条までになり、附則もかなり 改正されてきた28)。また、2003年に制定された「食品 安全基本法」も12回適時的に改正されてきた20。たと えば、食品添加物の規格、分類、基準、表示についての 規定は「食品衛生法」の改正によって適時・適切に調整 しつつある。食品添加物の調整は「食品衛生法」改正に より2つの変化があった。一つは、欧米各国では食品添 加物がむやみに使用されないような法令や規制を参照し ながら、元々の「かつては使用してはならない添加物を 定め、それ以外は使用を認めるというネガティブリスト 方式」から、欧米と同様に、「使用してよい添加物を定 め、それ以外は一切使用を認めないと言うポジティブリ スト方式(指定制度) | を採用するようになった。もう 一つは、日本においてもしばしば安全性に疑いのある食 品添加物について指定が解除されてきた経緯もある。指 定解除の典型例として、人工甘味料のチクロや AF-2 (殺菌剤) などの発がん性のある添加物があり、これら は今日でも使用が禁止されている(嘉田、2008)。この ような法改正により、有害添加物の使用や違法食品添加 事件の防止に重要な役割を果たした。

第二、行政体制の設置、及び内部部署の協調と協同により、規制の統一性と効率性が最大化するように機能する。日本では、消費者庁は消費者行政の一元化的な司令塔とされ、内閣府の外局として他の関係省庁やリスク管理機関と連携しながら、リスクコミュニケーションを担当している。また、関係省庁の組織体制は中央直轄(垂直管理)で、その指導力や政策実施の効率性並びに事故対応の迅速性がたかい。

第三、予防型の(未然防止)措置を基本にしたことである。日本は「リスク分析」の導入により、リスク評価段階・管理段階では生産・流通過程中の危害要素を容許水準以下と低減される。また、リスクコミュニケーション段階においてはすべての関係者に対するリスクに関する情報交換をしている。このような食品行政体制は、食品に対する可能性のあるリスクをコントロールし、可能な範囲で食品事故を未然に防ぎ、悪影響の起こる確率や程度を最小にすることが目指されている(衆議院調査局、2009)。

第四、消費者庁と消費者との信頼関係の構築が重視されている。一つは、消費者庁は消費者に対して、食品安全に関係する情報の収集・分析・発表、農産物・食品表示の監督管理、食品消費の安全指導および食品安全教育などの責任を負っている。さらに、食品表示制度の整備と食品のトレーサビリティ制度の普及によって、問題が発生した際に、問題食品とその流通範囲を速やかに判定し、問題食品の回収や原因の解明がより早急にできるとともに、表示の信頼性を高め、消費者が安心して食品を購入できるようになった。

3.5 未解決諸課題について

ここまで、日本の食品安全に係わる法整備と行政体制の構築が着実に実施されていることを論じたが、食品の安全・安心と消費者の信頼の構築は、まだ様々な課題を直面していることが分かる。表4で示すように、近年日本で行った主要な食品の事故・問題は主に2つの特徴がある。一つは、輸入食品についての安全上の問題が多発する。海外からの食品の輸入検査制度によって安全でない食品の輸入がチェックされ、日本に入国できないとされているものの、日本の検査体制を見れば検査率は低く、1989年に18%であったものが、2001年には6.8%

表 4 近年、日本の典型的な食品事故(一部分)

時間	事件の名称	簡単な説明
2000年	遺伝子組み替えトウモロコシ混入事件	一部消費者団体が菓子メーカー数社のスナック菓子から遺伝仕組み 替えトウモロコシ「スターリンク」を検出したと発表
2001年	BSE 牛発生	9月国内では初めて BSE 牛が発生、食肉に大きな影響
2002年	偽装牛肉事件	1月に、農水省の国産牛肉買取制度を悪用し、輸入牛肉と豚肉を国 内産と偽って販売していたことが発覚
2002年	無登録農業事件	発がん性のある無登録農薬が違法に輸入・販売・使用され32都道 府県で農産物を回収・廃棄した
2002 年	輸入野菜から残留農薬	中国から輸入した加工野菜から基準値を超える残留農業が検出した
2003 年	カナダ・米国において BSE の発生	5月にカナダで BSE 牛が発生、これらの国から牛肉輸入を停止
2008 年	冷凍餃子事件	中国製冷凍餃子問題
2008 年	汚染コメ事件	工業用として売り渡された輸入政府米を食用に転売
2008 年	ウナギや食肉の産地偽装	中国産のウナギを国産、ブロイラーを銘柄鶏肉として偽装販売
2011年	食品の放射能汚染	3月東京電力福島第一原発所の事故により、多くの農産物が汚染された出荷制限された

出所:筆者が作成

に下がり、少し回復した現在でも11.1%程度である(厚 生労働省医薬食品局食品安全部、2012)。これでは輸入 食品の安全を十分チェックできないのではないかとの疑 問がわく。二つは、遺伝子組み換え食品や放射能汚染な ど新たな食品安全の問題は発生し、国民はこれらの問題 に対する不信及び不安感が広がっている。さらに、食品 安全の以外に、食品ロスが出続けている。日本は食品ロ スを減らすために、「食品リサイクル法」の制定・改 正、「主な業種の発生抑制の目標値」の設定など様々な 食品廃棄物等の発生抑制の方策が実施されているが、日 本の食品ロスは依然として大きな課題である。その量か らみると、年間約500~800万トンに至たり、世界全体 の食料援助量の約2倍に相当し、さらに、そのうち可食 部分と考えられる量は300~400万トンがあり、(2012 年) 日本のコメ収穫量 850 万トンの約半分に相当する (農林水産省食料産業局、2013)。食品の6割以上を輸入 食材に頼っている日本にとって、このような食品ロスと なり、輸入食品の拡大という局面が続き、また輸入食品 の安全性への影響が懸念されるというような「悪循環」 が長い間繰り返してきたと言っても過言ではない。これ ら事故の発生と諸課題の存在することは、日本の食品安 全は制度的な改善点と改善の余地が残されていると言わ ざるを得ない。そこから見れば、日本にとっては、①新 たな食品安全問題に対して、放射性物質や遺伝子組み替

え生物など広い領域における基礎研究の発展、及びその 応対策の開発と教育・知識普及に関する法律と行政体制 の補充すること、②輸入食品の大国として、食品フード チェーンがグローバル化に伴い、輸入食品は複雑な経路 で生産、輸送、販売されることにより、輸入食品に対して、国際的な法令・規制・基準と検査制度を強化すること、③食品ロースの削減に向けた法令と行政体制の応対策を整備することは、今後注力するべきだと考える。

N. 終わりに

本研究では、日本における国民食生活の変化、及び国 民の食品安全意識・観念の転換を考察した上で、食品安 全を確保するための法令と行政体制の現状、特徴及び課 題について分析を行った。この研究によって、以下三点 の成果を明らかにすることができる。

第一、日本の食品安全に関連する法令と行政体制を形成する社会的背景は、食生活の変化もしくは消費形態の多様化がもたらす国民の食品安全意識・観念の変化することである。すなわち、食生活の変化あるいは消費形態の多様化に伴い、食料消費に対して、国民は量の不足への心配よりも、質的・安全性に関心を持つことが高まった。このような背景のもと、特に、食品安全問題が多発した経験をきっかけに、食品の安全性を確保するため、

一連の法令が順次実行・改正され、「リスク分析」手法 に基づく食品安全行政の組織体制も構築していた。

第二、日本における食品安全の確保に向けた法令と行 政体制の構成・整備を整理すると、4つの特徴が指摘で きた。①法体系から見れば、食品安全に対する法制的観 念が深い。その具体的な表現としては、全段階にわたる 食品安全確保の法体系が確立される。また、法律の改 善・補充が適時・適切になされ、法律の適時性をもつ。 ②行政体制の設置、及び内部部署の協調と協同により、 規制の統一性と効率性が最大化するように機能した。③ 予防型の(未然防止)措置を基本にしたことである。こ のような食品行政体制は、食品に対する可能性のあるリ スクをコントロールし、可能な範囲で食品事故を未然に 防ぎ、悪影響の起こる確率や程度を最小にすることが目 指されている。④消費者庁と消費者との信頼関係の構築 が重視されている。消費者庁は消費者に対して、食品安 全に関係する情報の収集・分析・発表、農産物・食品表 示の監督管理、食品消費の安全指導および食品安全教育 などの責任を負っている。また、食品表示制度の整備と 食品のトレーサビリティ制度の普及によって、問題が発 生した際に、問題のある食品とその流通範囲を速やかに 判定し、問題のある食品の回収や原因の解明がより早急 にできるとともに、表示の信頼性を高め、消費者が安心 して食品を購入できるようになった。

第三、日本の食品安全において残っている課題について、近年日本で発生した主な食品安全事故・問題から二つの特徴を指摘した。一つは、輸入食品についての事故が多く、輸入食品の安全性が顕在化している。二つ目は、遺伝子組み換え食品や放射能汚染等新たな食品安全の問題は発生し、国民はこれらの問題に対する不信及び不安感が広がっている。また、日本の食品ロスと輸入食品の拡大から、輸入食品の安全性に影響を与えるいうような「悪循環」も言及した。課題の対応策として、①放射性物質や遺伝子組み替え生物など広い領域における基礎研究の発展、及びその応対策の開発と教育・普及に関する法律と行政体制の補充すること、②輸入食品に関連する国際的な法律・規制・基準と協働検査制度を強化すること、③食品ロースの削減に向けた法律と行政体制の応対策を整備することを提案した。

注

- 1) 食品安全性に関する「リスク分析」とは、国民がある食品 を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある 場合、事故の後始末ではなく、可能な限り事故を防ぎ、リス クを最小限にするためのシステムである。
- 2) ここで引用された非伝統的安全保障とは、シンガポールの 南洋工科大学を中心とする研究プロジェクトの成果により、 次の要点である。①一義的に安全保障に対する非軍事的な挑戦に焦点、②これらの挑戦は概ねその性質として国境を越える、③安全保障上の対象を国家を越えて人間集団と考えることもあるが、国家を安全保障上の第一義的な対象と考える。 国家を安全保障上の第一義的な対象と考えるものの、②の性質を有するがゆえに1国だけでは十分な解決がえられない。 また、①の性質を有するがゆえに軍事力ではなく政治的・経済的・社会的な対応、あるいは、軍事力を用いる場合にも人道主義的な利用に概ね限定される。Emmers, Ralf and Mely Caballero-Anthony (2006) and Caballero-Anthony, Mely (2007)。
- 3) 緑の革命 (Green Revolution) とは、1940 年代から 1960 年代にかけて、高収量品種の導入や化学肥料の大量投入などにより穀物の生産性が向上し、穀物の大量増産を達成したことである。農業革命の1つとされる場合もある。ヴァンダナ・シヴァ (著)・浜谷喜美子 (訳) 『緑の革命とその暴力』日本経済評論社、1997 年に参照した。
- 4) 地球環境戦略研究機関:プラバカール・シヴァプラム、佐野大輔等「アジア太平洋地域における食の安全:その現状と政策の展望、実現方法」『アジア太平洋における持続可能な消費と生産(IGES 白書 III)』2010、209 頁。
- 5) 梶川千賀子『食品安全問題と法律・制度』農林統計出版、 2012、1-8頁。
- 6)総合食料自給率とは、食料全体における自給率を示す指標として、供給熱量(カロリー)ベース、生産額ベースの2とおりの方法で算出。その中、カロリーベースの総合食料自給率「日本食品標準成分表2010」に基づき、重量を供給熱量に換算したうえで、各品目を足し上げて算出:生産額ベースの総合食料自給率は「農業物価統計」の農家庭先価格等に基づき、重量を金額に換算したうえで、各品目を足し上げて算出。
- 7) O157 は、一般には腸管出血性大腸菌 O157:H7 (Escherichia coli O157:H7) のことを指す。腸管出血性かつベロ毒素をもつ病原性を示した菌株が発見された大腸菌の O 抗原は、O1、O18、O26、O104、O111、O128 など 多数 あり、O157:H7 もその一部である。ただし同一 O 抗原の大腸菌の全てがこの病原性をもつことはなく多くの場合は極少数である。ただし O157:H7 は比較的多くこの病原性を示す。日本では1996年5月28日に岡山県邑久郡邑久町(現在の瀬戸内市邑久町)の学校給食に起因する O157 食中毒事件を、岡山県保健福祉部環境衛生課が発表した際に、マスコミを通じて

- 名称が知られるようになった。その後、何年間続けていた。 (厚生労働省、農林水産省の資料を参考した)
- 8) 雪印集団食中毒事件とは、2000年6月から7月にかけて、 近畿地方を中心に発生した、雪印乳業(現:雪印メグミル ク)の乳製品(主に低脂肪乳)による集団食中毒事件であ る。本事件は、認定者数14,780人で、戦後最大の集団食中 毒事件となった。(厚生労働省、農林水産省の資料を参考し た)
- 9) BSE 事件は、TSE (伝達性海綿状脳症)の一種で牛に見られる疫病である。1986 年始、イギリスで初めて特定され、のべ160 件弱の発症報告がなされた。日本のBSE 問題は、2001 年 9 月 10 日に千葉県で BSE の疑いがある牛が発見されたと農水省が発表した。(厚生労働省、農林水産省の資料を参考した)
- 10) 神山美智子「食の安全をめぐる法と行政の課題——食品安全法制について」『月刊保団連』No997、2009.4
- 11) 嘉田良平『食品の安全性を考える』 放送大学教育振興会、 2008 年改訂版、39 頁。
- 12) 食品安全に係るハザードとは、健康に悪影響をもたらす 可能性のある、食品に含まれる生物学的、化学的及び物理学 的な物質、あるいは食品の置かれた状態。
- 13) 『BSE 問題に関する調査検討委員会第 11 回委員会報告』 2002 年 4 月 2 日
- 14)「食品安全基本法」(平成十五年五月二十三日法律第四十八号)第一章総則の第一条:この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。
- 15)「食品安全基本法」(平成十五年五月二十三日法律第四十八号)第一章総則の第三条(食品供給行程の各段階における適切な措置)、第四条(国民の健康への悪影響の未然防止)及び第五条(国の責務)の内容である。
- 16) 厚生労働省医薬食品局食品安全部「食品の安全確保に向けた取組」2013.3
- 17) 内閣府一食品安全委員会:http://www.fsc.go.jp/iinkai/
- 18) HACCP は原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決し、不良製品の出荷を未然に防ぐことができる衛生管理手法である。
- 19) 厚生労働省:http://search.e-gov.go.jp/servlet/Organization?class=1050&objcd=100495&dispgrp=0100
- 20) GAP は農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容 に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工

- 程の正確な実施・記録・点検及び評価を行うことによる持続 的な改善活動のことである。
- 21) 農林水産省:http://www.maff.go.jp/pps/j/map/moji/moji. html
- 22) 農林水産省: http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/ 05.html
- 23) 消費者庁: http://www.caa.go.jp/soshiki/caa/index.html
- 24) 李東坡・南石晃明「中国における食品安全行政の新局面及 びその課題―国務院機構改革と日本の経験」『九大農学芸誌』 第68巻第2号、2013、3547頁
- 25) 消費者庁: http://www.caa.go.jp/safety/pdf/091210kouhy ou_1-2.pdf
- 26) 食品表示法は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)、健康増進法(平成十四年法律第百三号)及び農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。総務省e-Gov(イーガブ)法令データ検索:http://law.e-gov.go,jp/announce/H25HO070.html
- 27) 法なび法令検索:「昭和22年法律第233号(食品衛生法) について――昭和22年法律第233号の沿革(改正履歴等)」 http://hourei.hounavi.jp/seitei/enkaku/S22/S22HO233.php
- 28) 法律本則は「法令の本体的部分となる実質的な定め」が規定されており、附則は「本則に定められた事項に付随して必要となる事項」が定められている。定義の引用先は、参議院法制局の下の法制執務コラム集:http://houseikyoku.sangiyin.go.jp/column/column010.htmであり、データの引用先は:http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO233.htmlである。
- 29) 法なび法令検索:「平成15年法律第48号(食品安全基本法) について——平成15年法律第48号の沿革(改正履歴等)」http://hourei.hounavi.jp/seitei/enkaku/H15/H15H0048. php

参考文献

- · ITDG (2001) Food Security in Sub-Saharan Africa.
- · IMF(2013年10月)「World Economic Outlook Databases」。
- ・梶川千賀子(2012)『食品安全問題と法律・制度』農林統計 出版。
- ・暉峻衆三 (2003) 『日本の農業 150 年』 有斐閣。
- ・北出俊昭(2009)『食料・農業の崩壊と再生』筑波書房。
- ・生源寺真一(2011)『日本農業の真実』筑摩書房。
- ・木村伸男(2012)『農業の基本問題と地域再生』農林統計出版。

- ・嘉田良平(2008)『食品の安全性を考える』放送大学教育振 興会。
- ・河原昌一郎(2012)「中国の食品安全問題」『世界の農業・農政』 No.47。
- ・米虫節夫 (2009)「食品安全・安心確保のための考え方と課題」『品質』 Vol.39. No4。
- ・セゾン総合研究所「食の安心安全に関する消費者意識と行動 の変化」、http://www.sri-saison.gr.jp/release26.pdf
- ・地球環境戦略研究機関:プラバカール・シヴァプラム、佐野 大輔等 (2010)「アジア太平洋地域における食の安全:その 現状と政策の展望、実現方法」『アジア太平洋における持続 可能な消費と生産 (IGES 白書 III)』。
- ・野村一正 (2008年8月)「食品安全確保の現状と課題」『共 済総研レポート』。
- ・岡部昭二・三品広美 (2005年12月)「食の安全・安心等についての消費者意識とその問題点」『龍谷大学経営学論集』 Vol 45 No.3。
- ·食品衛生研究会編(2013)『食品衛生小六法(平成26年版)』。
- ・神山美智子(2009年4月)「食の安全をめぐる法と行政の課題――食品安全法制について」『月刊保団連』No997。
- ・李東坡・南石晃明 (2013)「中国における食品安全行政の新 局面及びその課題―国務院機構改革と日本の経験」『九大農 学芸誌』第68巻第2号。

- ・小室ななみ・大泉一貫 (2006)「食品安全対策に見る信頼の 確保に関する研究」『宮城大学事業構想学部紀要第9号』。
- ・厚生労働省医薬食品局食品安全部(2013年3月)「食品の安全確保に向けた取組」。
- ・高杉友(2007年9月)「海外危機管理特集レポート」Vol.3。
- ・石川武彦(2010年3月)「中国食品安全法制の新局面―中華 人民共和国食品安全法の制定」『立法と調査』No302。
- ・農林水産省(2012年6月)「食料・農業・農村白書―食的安全(平成24年版)」。
- ・衆議院調査局(2009年1月)「日本と欧米の食品安全行政の 現状と課題一食の安全に関するリスク分析手法の導入を切り 口に」調査レポート Vol.6。
- ·劉旭霞·欧陽鄧亜(2009)「日本転基因食品安全法律制度対中国的啓示」『法治研究』第7期。
- ・髙橋梯二 (2013年7月)「食品の安心や不安をどう理解する か――日本社会における食品の安心に関する調査研究報告 書」。
- ·厚生労働省医薬食品局食品安全部(2012年9月)「平成23年度輸入食品監視統計」。
- ・農林水産省食料産業局(2013年9月)「食品ロス削減に向けて」。